

附属機関等の委員公募要領

1. 趣旨

この要領は、附属機関等の設置及び運営に関する指針（平成11年1月7日市長、教育委員会決定）4項1号の⑦（「附属機関の委員の委嘱」のうちの「公募」）に規定する委員の公募に必要な事項を定めるものとする。

2. 公募方法

附属機関等の委員の公募は、広報かこがわに募集記事を掲載するとともにその他周知できる方法により行うものとする。

3. 応募資格

附属機関等の委員の応募資格は、原則として次に掲げるとおりとする。

- (1) 加古川市に住所を有する18歳以上の者のうち、当該委嘱時の年度末までに75歳に達しない者であること。
- (2) 応募日現在において、他の附属機関等の委員となっていない者であること。

4. 応募方法

附属機関等の委員の応募方法は、原則として附属機関等委員応募申込書（別記様式）を用いるものとし、募集期間は2週間程度とする。

5. 委員候補者の選考

公募に係る附属機関等の委員候補者の選考は、書類審査による方法とする。ただし、必要に応じて面接及び論文による方法を併せて行うことができる。

委員候補者の選考結果は応募者全員に連絡するものとする。

6. 公募事務の所管

この要領に規定する公募に係る事務は、公募に係る附属機関等を所管する課等が行うものとする。

7. 施行期日

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

8. 附則

- (1) 改正後の要領は、平成25年4月1日から施行する。
- (2) 改正後の3応募資格の(1)の規定については、施行日以降に到来する附属機関及び委員会等の委員の改選時から適用する。
- (3) 改正後の要領は、平成28年9月8日から施行する。
- (4) 改正後の要領は、平成31年1月1日から施行する。
- (5) 改正後の要領は、令和5年3月8日から施行する。
- (6) 改正後の要領は、令和6年7月5日から施行する。

9. 別記様式

No.

附属機関等委員応募申込書

平成 年 月 日

[illegible]

※ 応募の動機欄は、参考までに当該附属機関等の委員に応募された動機などをお書きください。